

次の対象区域において、建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

令和7年10月28日

京都市長 松井 孝治

1 認定に関する事項

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域
11-008	令和7年10月22日	京都市下京区東之町9番3の一部、17番、17番2、17番3、33番2、33番5、33番6、36番2、60番2から60番4及び119番から126番並びに西之町108番3から108番6、111番、278番、290番及び291番

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)